

# 奈良県公共施設等総合管理計画の概要について①

## 目的

長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、最適な配置を実現することにより、県民の利便性・快適性を向上し、安全安心の確保を図り、併せて財政負担の軽減・平準化を目指す。

## 対象

県が保有又は管理する、全ての公共施設・インフラ施設

## 位置づけ

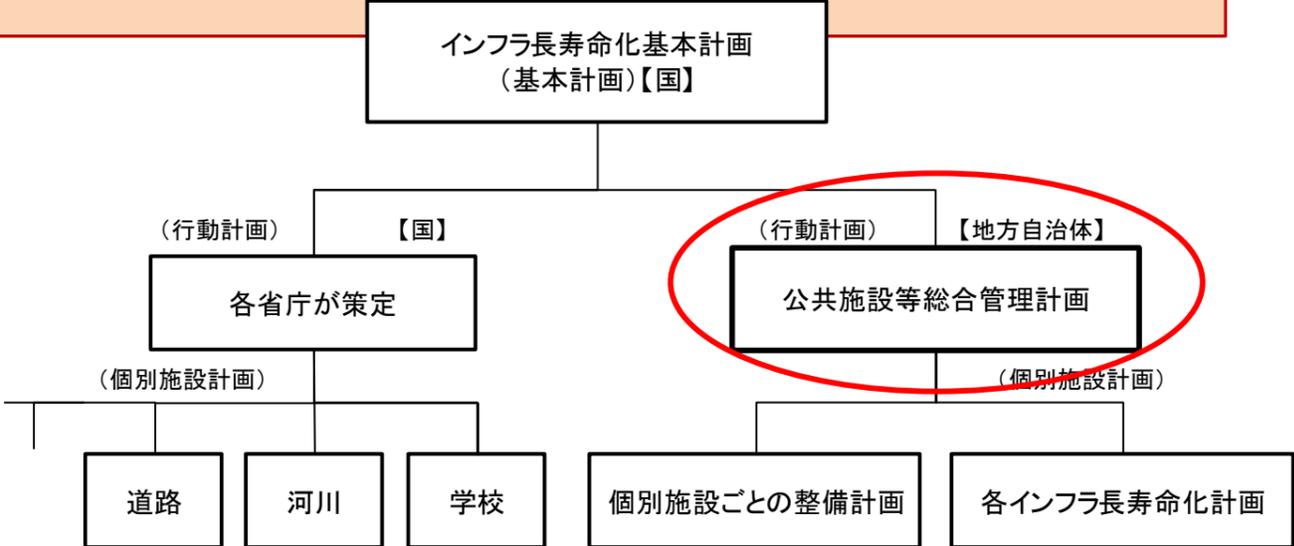
国において平成25年11月に策定された『インフラ長寿命化基本計画』の行動計画に位置づけられる。

## 期間

平成28年度から平成37年度までの10年間

## 目標

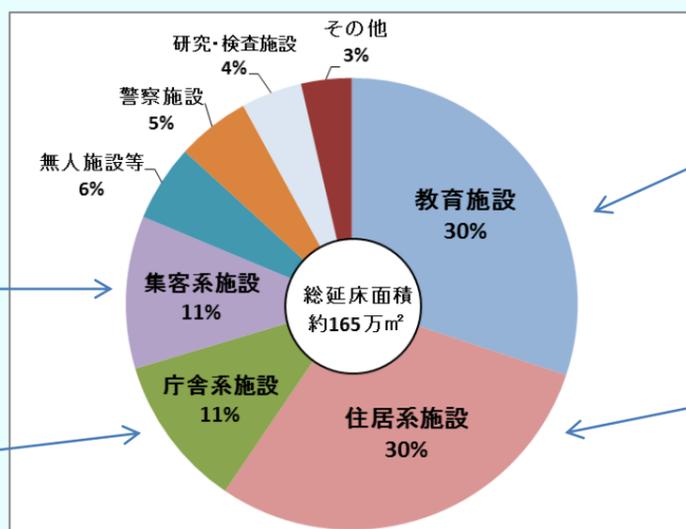
県民の財政負担の軽減・平準化



### 公共施設の現状と課題

○公共施設(土地のみのものを除く)は、**約700施設、約4100棟**、**総延床面積は約165万㎡**、県民1人あたりに換算すると約1.2㎡

施設分類ごとの施設延床面積構成比



主な施設は  
県立高校

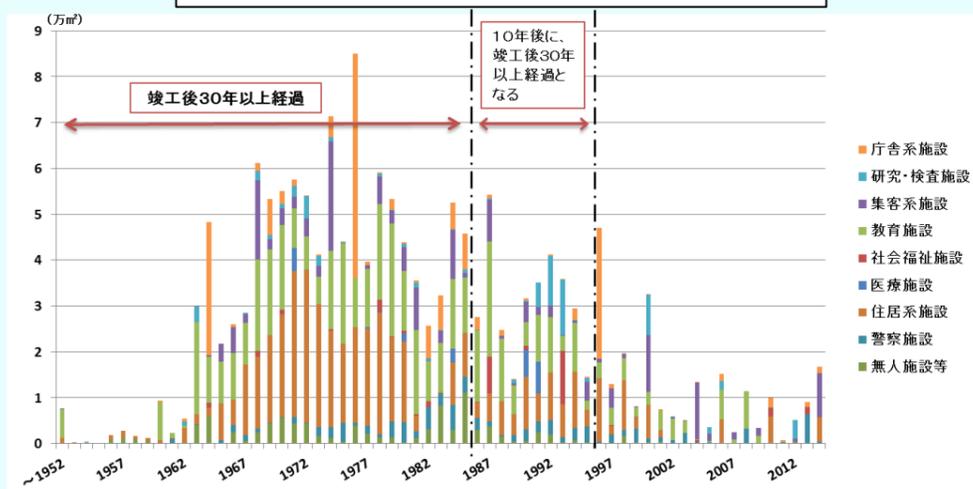
主な施設は  
県営住宅

主な施設は  
文化施設、  
運動施設

主な施設は  
事務庁舎

○一般的に大規模改修が必要とされる、竣工後30年を経過した建物は、**全体の約67%**(延床面積ベース)

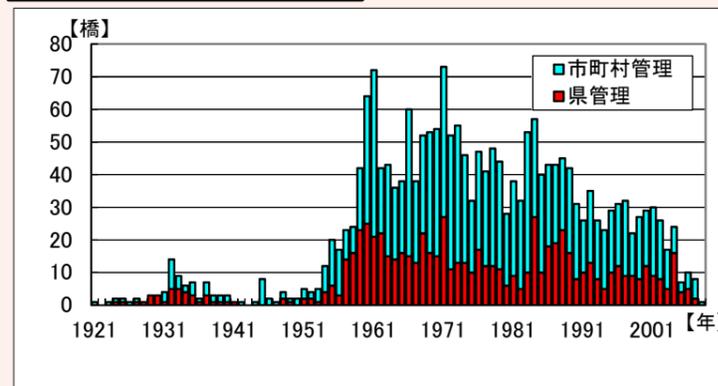
建築年別の施設量(延床面積ベース)



### インフラ施設の現状と課題

#### 〈橋梁〉 (インフラ施設の例①)

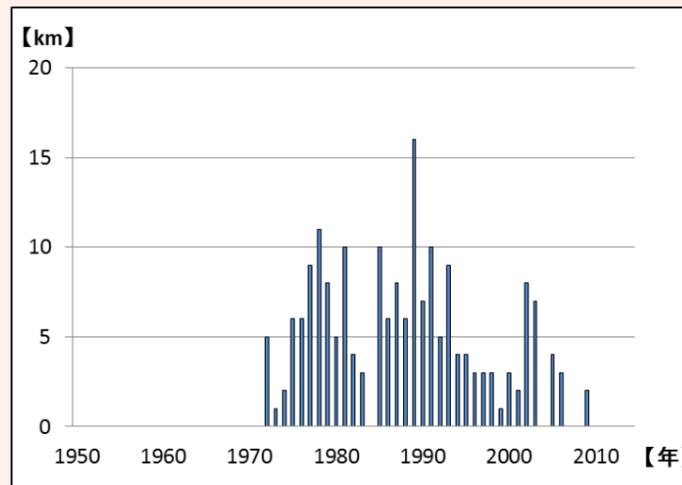
建設年別の橋梁数



○橋梁の更新時期の目安とされる建設後50年を経過した橋梁の割合が**15%超**  
20年後には**約60%**に急増

#### 〈下水道〉 (インフラ施設の例②)

建設年別の下水管渠設置延長の推移



○老朽化により道路を陥没させる危険性が高いとされている  
敷設後30年以上を経過した管渠の割合が**35%超**  
20年後には**約95%**に急増

他のインフラ施設についても、多くの施設で老朽化が進行

公共施設、インフラ施設とも、多くの施設で**老朽化**が進行

計画的かつ**効率的**な施設の維持管理・更新等が必要

基本的な方針

- ①長寿命化・耐震化の推進
- ②保有総量最適化
- ③県有資産の有効活用

- 基本的な方針**
- ①長寿命化・耐震化の推進
  - ②保有総量最適化
  - ③県有資産の有効活用

- 公共施設の全体の実施方針**
- ①点検等の実施方針
  - ②維持管理・更新等の実施方針
  - ③安全確保の実施方針
  - ④耐震化の実施方針
  - ⑤長寿命化の実施方針
  - ⑥資産活用方針
    - ア 統廃合の実施方針
    - イ まちづくりへの活用方針
    - ウ 民間活用方針
  - ⑦売却・貸付等の実施方針
  - ⑧予算管理に関する実施方針

### 公共施設の類型ごとの実施方針

#### 庁舎系施設

- ・小規模・老朽化施設は**拠点施設に集約**
- ・国・市町村有資産の共同利用も検討
- ・集約により未利用となった施設等は市町村・民間での活用等を検討 等

〈集約化の取組事例〉



橿原総合庁舎

#### 研究・検査施設

- ・研究分野やテーマに基づき、**必要とされる規模、機能を維持**
- ・必要に応じて研究施設間で連携、設備の共同利用 等

#### 集客系施設

- ・規模・役割を再検証、機能集約・コンパクト化の推進
- ・同種の機能を持つ、**市町村や民間施設との、役割分担の再検討** 等

#### 教育施設

- ・少子化を展望した高等学校の**規模と配置の適正化**
- ・施設の維持管理コストの効率化等も念頭に置いた再編検討 等

#### 社会福祉施設

- ・公的支援を必要とする県民に対する**セーフティネットを担う施設として、適切な規模、機能を確保** 等

〈建替・集約の取組事例〉



県営住宅小泉団地

#### 住居系施設

- ・**建替・集約等を計画的に実施**
- ・集約化や建替により生まれる**余剰地は、まちづくり等へ活用**
- ・職員住宅は原則廃止 等

#### 警察施設

- ・**交番・駐在所**は地域の実情に即した**施設機能の維持・向上**
- ・待機宿舎は拠点化・集約化の検討を推進 等

#### 防災の拠点となる施設

- ・計画的な長寿命化を図るなどして、**災害時の拠点機能を確保** 等

**基本的な方針**  
長寿命化・耐震化の推進

- インフラ施設の全体の実施方針**
- ①点検・診断／維持管理・更新等の実施方針  
(メンテナンスサイクルの構築)
  - ②基準類(マニュアル等)の整備に関する実施方針
  - ③情報基盤の整備と活用に関する実施方針
  - ④新技術の活用に関する実施方針
  - ⑤予算管理に関する実施方針
  - ⑥体制の構築に関する実施方針
  - ⑦個別施設計画の策定に関する実施方針

**インフラ施設の類型ごとの実施方針**

**道路・河川・砂防・下水道・公園・ヘリポート**

・「事後保全」型維持管理から、計画的かつ効率的な「**予防保全**」型維持管理への転換 等



橋梁



樋門



砂防設備



処理場



公園(遊具)



ヘリポート

**上水道**

・水道施設を「管路」、「コンクリート構造物」、「電気・機械設備」に区分し、**必要な更新・修繕を効率的かつ効果的に実施** 等



水管橋



浄水場沈でん池

**土地改良施設**

・機能保全計画、農地マネジメントを踏まえ、**効率的な維持管理、更新対策を検討** 等



吉野川分水施設



農業用井堰

**治山**

・保全対象(人家、公共施設、農地等)との位置関係や重要度を考慮し、**優先度を踏まえた上で維持管理・更新等を実施** 等



治山施設

**交通安全施設**

・**更新基準・点検結果等を踏まえ、更新を実施** 等



信号制御機



灯火標識